

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

条 例

- 条例第21号 宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例……………（デジタル政策課）…2
- 条例第22号 宇治市市税条例の一部を改正する条例……………（税務課）…4
- 条例第23号 宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………（消防総務課）…6
- 条例第24号 宇治市ケアラー支援条例……………（議会事務局）…6

公 告

- 公告第52号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更……………（農林茶業課）…7

条 例

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年7月8日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第21号

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（宇治市個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第1条 宇治市個人番号の利用に関する条例（平成27年宇治市条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇治市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第1条中「利用に」を「利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に」に改める。

第3条中「利用」を「利用及び特定個人情報の提供」に改める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの
2 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
3 市長	身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
4 市長	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
5 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの
6 市長	母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
7 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの
8 市長	宇治市奨学資金貸与条例（平成17年宇治市条例第12号）による奨学資金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの
9 市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの

10 市長	重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
11 市長	老人に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
12 市長	重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
13 市長	子育て支援医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
14 市長	妊産婦の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
15 市長	予防接種に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
16 市長	がん検診等の費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
17 市長	宇治市市営住宅条例（平成9年宇治市条例第24号）による市営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
18 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
19 教育委員会	就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの
20 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	法別表の23の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人情報として法第19条第8号の主務省令で定められたものであつて規則で定めるもの
2 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であつて規則で定めるもの
3 市長	身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
4 市長	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
5 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
6 市長	母子家庭又は父子家庭	住民票関係情報又は住登

	に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	外者宛名情報であつて規則で定めるもの				係情報、母子家庭等給付関係情報、母子生活支援施設保護関係情報、医療保険給付関係情報、福祉手当関係情報、年金給付関係情報、妊娠届出関係情報、予防接種実施関係情報、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査関係情報、がん等検診関係情報、子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付関係情報、地域子ども・子育て支援事業実施関係情報、小児慢性特定疾病医療費等給付関係情報、障害者給付等支援関係情報、障害者関係情報、子ども・子育て支援関係情報、奨学資金貸与関係情報、介護サービス関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、重度心身障害者等医療費助成関係情報、老人に対する福祉医療費の助成に関する情報、こども医療費助成関係情報、市営住宅入居者関係情報又は就学援助関係情報であつて規則で定めるもの
7 市長	子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの				
8 市長	宇治市奨学資金貸与条例による奨学資金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの				
9 市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの				
10 市長	重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの				
11 市長	老人に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの				
12 市長	重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの				
13 市長	子育て支援医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの				
14 市長	妊産婦の医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの		19 市長	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
15 市長	予防接種に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの		20 教育委員会	就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
16 市長	がん検診等の費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの		21 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの
17 市長	宇治市市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの				
18 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、児童手当等関係情報、介護保険等給付関係情報、障害者自立支援給付関係情報、療養介護等関係情報、障害児通所支援関係情報、養育医療給付等関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付関				

別表第2の次に次の別表を加える。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
2 教育委員会	就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
3 教育	住登外者宛名番号管	市長	住登外者宛名情報

委員会	理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの		であつて規則で定めるもの
-----	------------------------------------	--	--------------

（宇治市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第2条 宇治市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を削り、同表の2の項を同表の1の項とし、同表の3の項から16の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の17の項を同表の16の項とし、同項の次に次のように加える。

17 市長	宇治市犯罪被害者等支援条例（平成22年宇治市条例第1号）による犯罪被害者等への見舞金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
-------	---

別表第2の1の項を削り、同表の2の項中「地方税関係情報」を「住民票関係情報、地方税関係情報」に、「又は」を「、中国残留邦人等支援給付関係情報、外国人生活保護関係情報又は」に改め、同項を同表の1の項とし、同表の3の項中「地方税関係情報」を「住民票関係情報、地方税関係情報」に、「又は」を「、医療給付関係情報、外国人生活保護関係情報、年金給付関係情報、障害者関係情報又は」に改め、同項を同表の2の項とし、同表の4の項中「地方税関係情報」を「住民票関係情報、地方税関係情報、介護保険等給付関係情報」に、「又は」を「、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又は」に改め、同項を同表の3の項とし、同表の5の項中「地方税関係情報」を「住民票関係情報、地方税関係情報」に、「又は」を「、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又は」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の6の項中「住民票関係情報」を「住民票関係情報、戸籍関係情報」に改め、同項を同表の5の項とし、同表の7の項中「又は」を「、外国人生活保護関係情報又は」に改め、同項を同表の6の項とし、同表の8の項中「住登外者宛名情報」を「地方税関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同項を同表の7の項とし、同表の9の項中「又は」を「、外国人生活保護関係情報又は」に改め、同項を同表の8の項とし、同表の10の項中「医療保険給付関係情報」を「住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、戸籍関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の11の項中「医療保険給付関係情報」を「地方税関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の12の項中「医療保険給付関係情報」を「地方税関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報」に改め、同項を同表の11の項とし、同表の13の項中「医療保険給付関係情報」を「生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表の12の項とし、同表の14の項中「住登外者宛名情報」を「地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同項を同表の13の項とし、同表の15の項中「住登外者宛名情報」を「地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同項を同表の14の項とし、同表の16の項中「住登外者宛名情報」を「地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同項を同表の15の項とし、同表の17の項中「住登外者宛名情報」を「住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、戸籍関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又は住登外宛名情報」に改め、同項を同表の16の項とし、同項の次に次のように加える。

17 市長	宇治市犯罪被害者等支援条例による犯罪被害者等への見舞金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	戸籍関係情報であつて規則で定めるもの
-------	--	--------------------

別表第2の18の項中「、小児慢性特定疾病医療費等給付関係情報」を「、外国人生活保護関係情報、小児慢性特定疾病医療費等給付関係情報」に改め、同表の20の項中「住登外者宛名情報」を「住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表の21の項中「又は児童扶養手当関係情報」を「、児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報」に改める。

別表第3の2の項中「住登外者宛名情報」を「住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（揭示済）

宇治市市税条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年7月8日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第22号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に、「いう。）」を「いう。）（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」に改める。

第23条の2第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第27条第1項ただし書中「及び第28条の3第1項」を「並びに第28条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第28条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第28条の3第1項を次のように改める。

第28条の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経過すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経過して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得税の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以

下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- 第28条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第46条第2項第3号中「800,000円」を「840,000円」に改め、同項第4号中「800,000円」を「840,000円」に、「850,000円」を「890,000円」に改める。

第69条中「が土地」を「が土地又は家屋」に改め、「、家屋にあつては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

附則第4条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第5条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第5条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第5条の3の2第1項」を「附則第5条の3第1項」に改め、同条を附則第5条の3とする。

附則第5条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第6条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第5条の3の2第1項」を削る。

附則第7条の2中「に規定する」を「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規

定する」に改める。

附則第8条の3第4項から第7項までの規定中「、3分の2」を「、2分の1」に改め、同条第8項中「、7分の6」を「、5分の3」に改め、同条第9項及び第10項中「、4分の3」を「、3分の2」に改め、同条に次の1項を加える。

19 法附則第15条の11第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第23条第3項第2号、第24条第3項第2号及び第25条第3項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第26条第1項各号列記以外の部分中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項前段中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に改め、同項後段中「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第27条第5項第2号及び第27条の2第2項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第27条の3第2項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第27条の4第2項第2号及び第5項第2号並びに第27条の5第2項第2号及び第5項第2号中「、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項」を「及び第5条の3第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第27条第1項ただし書、第28条の2、第28条の3及び第46条の改正規定並びに附則第4条の改正規定及び附則第5条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第3項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第69条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第23条の2第2項の改正規定並びに附則第5条の4の改正規定、附則第7条の2の改正規定及び附則第26条の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- （市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の宇治市市税条例（以下「新条例」

(揭示済)

という。)第28条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第28条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払いを受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の宇治市市税条例第28条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第46条の規定は、令和9年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和8年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 前条第1号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例附則第5条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含む、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新条例附則第26条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第26条第1項の土地等の譲渡について適用する。
(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第69条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年7月8日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第23号

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宇治市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年宇治市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条中「、315,000円」を「、330,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき理由の生じた宇治市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき理由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

(葬祭補償の内払)

3 適用日以後に支給すべき理由が生じた葬祭補償であつて、この条例による改正前の宇治市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

(揭示済)

宇治市ケアラー支援条例を、ここに公布する。

令和8年7月8日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第24号

宇治市ケアラー支援条例

高齢、身体、知的又は精神その他の心身の機能の障害、疾病等により援助を必要とする家族等に対する「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みである。

宇治市は、「認知症の人にやさしいまち うじ」や、在宅医療・介護連携の推進、障害者及び障害児の相談支援体制の充実、ヤングケアラー支援等、関係機関と連携しながら、ケアラーを支える取組を行ってきたところである。

こうした取組が行われてきたところではあるが、今もなおケアの多くは、家族等が担っており、こうした人の中には、誰にも相談することができず、社会から孤立し、ケアに伴う大きな負担から、健康や学業、仕事等の日常生活に深刻な影響が生じている人もいる。また、障害のある子やひきこもり等の状態にある子を残して親が死亡した場合や、高齢化等により介護が困難となるいわゆる「親なき後」の問題等、多くのケアラーは、自らがケアを担えなくなった後の生活に強い不安を抱えている。

このため、ケアラー当事者の意見を聴きながら、障害、高齢・介護、児童福祉等に関する計画の中にケアラー支援に関する施策を掲げ、推進することが一層求められているところである。

このような状況を踏まえ、ケアラーが抱える悩みや課題を地域社

会全体の問題として認識し、本市、議会、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等が連携して、ケアラーが夢と希望を持って社会に参加し、自己実現を図ることができるよう支援を行い、誰一人取り残すことなく、住み慣れた地域で、ケアをされる側も、ケアをする側も安心して、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、本市及び議会の責務並びに市民、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営むことができるよう、ケアラーを社会全体で支えることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。
- (2) ケアラー 高齢、身体、知的又は精神その他の心身の機能の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対し、無償でケアを提供する者をいう。
- (3) ヤングケアラー ケアラーのうち、こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定することもである者をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (6) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務においてケアラーに関わる可能性がある機関をいう。
- (7) 学校等 関係機関のうち、ヤングケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいう。
- (8) 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

- 2 ケアラー支援は、本市、議会、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することがないよう社会全体で支えるように行われなければならない。
- 3 ケアラー支援は、ケアラーの年齢、境遇、ケアの内容等、ケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、支援が適切かつ切れ目なく行われなければならない。
- 4 ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラー自身の意向を適切に把握し、及び尊重した上で、適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長及び発達等が図られるように行われなければならない。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 本市は、支援を必要としているケアラーの把握に努めるものとする。
- 3 本市は、前2項の施策を円滑に実施することができるよう、ケ

アラー及びその関係者の意見を踏まえ、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等と相互に連携し、又は協力するものとする。

（議会の責務）

第5条 議会は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の取組を効果的に推進するとともに、必要に応じて本市へ提言等を行うものとする。

2 議会は、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等が行うケアラー支援についての意識啓発や活動に協力するものとする。

（市民の役割）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性について理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、本市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、本市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第8条 関係機関は、基本理念にのっとり、本市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、支援を必要とするケアラーの把握に努め、ケアラーと認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、その健康状態、生活環境等を確認し、ケアラー支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第9条 学校等は、前条第2項に規定するもののほか、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 学校等は、前条第3項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるよう努めるものとする。

（広報及び啓発）

第10条 本市は、ケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まり社会全体としてケアラー支援が推進されるよう、市民、事業者及び関係機関に対し、広報活動、啓発活動その他必要な施策を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（揭示済）

公 告

宇治市公告第52号

地域農業経営基盤強化促進計画の変更について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を変更したので

、同条第8項の規定により公告します。
なお、当該計画は宇治市産業観光部農林茶業課に据え置いて縦覧に供します。
令和8年7月10日

宇治市長 松村 淳子

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画を変更した地域
- (1) 巨椋池地域
 - (2) 槇島既成田地域
 - (3) 宇治川右岸地域
 - (4) 白川地域
 - (5) 東笠取地域

- 2 縦覧期間
令和8年7月10日以後常時

(揭示済)